

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 5 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

高速カラー複写機の賃貸借及び保守 一式

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 7 年 8 月 1 日

(4) 納入場所

岩手県庁舎地階 総務室分室（岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号）

(5) 入札方法

入札は、(1)の件名で月額基本料金に契約期間の月数(60月)を乗じた金額と1枚当たりの複写料金に複写見込枚数を乗じた金額を合算した総額で行うものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは 更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者であること。

(5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 当該調達に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県総務部総務室情報公開担当 電話番号 019-629-5055

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量 100g に見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。

また、岩手県のホームページからファイルをダウンロードすることも可能であること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 6 月 12 日（木） 午前 10 時 00 分 岩手県庁舎 4 階 総務室内分室

なお、入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同月 11 日午後 5 時までに(1)の場所に提出すること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した競争参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和 7 年 6 月 3 日(火)午後 5 時までに 3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。